

合算した際に特定の性質を持つ項目の合計額が重要性を有しているか判断できず、開示要否の判定を誤るリスクが生じる。したがって、データ収集の入り口たる連結パッケージにおいて、自由記述を可能な限り排除し、体系的に内訳を捕捉できるしくみを整える必要がある。

(2) 課題への対応と子会社の事務負担への配慮

各社で発生する多種多様な項目を連結ベースで適切に集約・分解する

ためには、親会社側で標準的な項目リストを整備し、各社に共通の定義を浸透させることが有効である。ただし、重要性を考慮せず、すべての細目を一律に入力することは実務上の過重な負担を招くおそれがある。

子会社の事務負担への配慮という観点からは、「どの程度の粒度まで遡って内訳を精査すべきか」という閾値を設定しておくべきと考えられる。連結全体で合算する際に、考慮してもしなくても明らかに重要性がないと考えられる閾値の水準を監査

法人と合意のうえで設定し、閾値以上のものに限り、あらかじめ列挙されたリストへの入力を求めるなどの対応が有効である。

武村 宏章(たけむら・ひろあき)
株式会社
コンサルティングサービス部
公認会計士(薬剤師)
金沢大学薬学部卒。
大手監査法人にて監査業務に携わったのち、2023年に株式会社に入社。
連結決算・開示業務の品質管理、コンサルティング業務、社内アプリ開発等に従事している。

第4章

PLとCFの分類のズレとBS等式が鍵 IFRS 18号で変わる CF計算書の実務対応

(株)ディーパ
公認会計士 國見 琢

【この章のエッセンス】

● IFRS 18号公表に伴うIAS 7号の改訂により、CF計算書において、利息・配当に係るCFの分類が見直されるとともに、間接法の出

発点が営業損益へ変更される。

● 間接法の出発点が営業損益へ変更されることに伴い、間接法の調整項目の見直しが必要となる。

● 間接法の調整項目の見直しにあたっては、PLとCFとで分類が一

致しない項目がある点に留意が必要である。

IFRS 18号の公表に伴い、IAS 7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂も行われている(以下、改訂

前のIAS 7号を「改訂前IAS 7号」といい、改訂後のIAS 7号を「改訂後IAS 7号」という)。
本章では、改訂後IAS 7号によるCF計算書の変更点とその対処法を解説する。

変更点の概要

(1) 利息および配当金の支払額および受取額の分類変更

改訂前IAS 7号では、利息および配当金の支払額については、営業活動によるCF(以下、「営業CF」という)に分類することも、財務活動によるCF(以下、「財務CF」という)に分類することも認められていた(改訂前IAS 7号33項、34項)。また、利息および配当金の受取額については、営業CFに分類することも、投資活動によるCF(以下、「投資CF」という)に分類することも認められていた(改訂前IAS 7号33項)。

これに対し、改訂後IAS 7号では、利息および配当金の支払額を財務CFに分類し、利息および配当金の受取額を投資CFに分類することとされた(改訂後IAS 7号33A項、